

譲渡性預金

(平成 24 年 11 月 5 日現在適用中)

	項 目	内 容
1	商 品 名	・譲渡性預金
2	販 売 対 象	・個人および法人のお客さま
3	期 間	・2 週間以上 2 年未満 ・満期日指定方式（原則として、休日を指定することはできません）
4	預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括でのお預入れとなります ・5 千万円以上 ・1 千万円単位
5	払 戻 方 法	・満期日に一括して払い戻します
6	利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入時の市場実勢を反映し決定いたしますので、当行担当者までお問合せください ・満期日に元本とともに一括してお支払いします ・現在、中間利払は取扱っておりません ・付利単位を 1 千万円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7	手 数 料	——
8	譲 渡	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は一般の定期預金とは異なり、譲渡禁止の特約がなく、本預金規定所定の手続きにより譲渡することが可能です ・ただし、元本と経過分の利息とともに譲渡することとし、元本のみまたは利息のみの譲渡はできません ・譲渡方法は指名債権譲渡の方法によります ・満期日前に譲渡する場合、市場実勢価格での譲渡となり、その際、市場金利の上昇や当行の信用状況変化等により、投資元本を割り込むことがあります ・また、購入者がいない場合、譲渡できないこともあります ・譲渡に関する詳しい事務手続き等については、窓口までご照会ください
9	税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・本預金の課税上の取扱いは、満期日現在における預金者の課税区分に応じます ・個人のお客さまは 20%（国税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税 *平成 25 年 1 月 1 日以降平成 49 年 12 月 31 日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した 20.315%の源泉分離課税となります ・マル優のお取扱いはできません ・法人のお客さまは総合課税（非課税法人を除く）
10	預 金 保 険	・預金保険対象商品ではありません
11	中途解約時の取扱い	・当行の債権と相殺する場合を除き、満期日前の解約はできません
12	金利情報の入手方法	・窓口までお問い合わせください
13	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は付利されません ・当行は本預金の譲渡・買取をお受けすることはできません ・本預金の契約成立後の取消や訂正はできません

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109